

第 2 部
逐 条 解 說

Chapter 6
適用除外等

(第 19 条～第 20 条関係)

第1節 適用除外規定

(第19条関係)

(適用除外等)

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

- 一 第二条第一項第一号、第二号、第十四号及び第十六号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であって、普通名称となったものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第十四号及び第十六号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）
- 二 第二条第一項第一号、第二号及び第十六号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）
- 三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者が

その商品等表示を不正の目的でなく使用し，又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し，引き渡し，譲渡若しくは引渡しのために展示し，輸出し，輸入し，若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し，又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し，引き渡し，譲渡若しくは引渡しのために展示し，輸出し，輸入し，若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について，その商品の形態を模倣した商品を譲渡し，貸し渡し，譲渡若しくは貸渡しのために展示し，輸出し，又は輸入する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず，かつ，知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し，貸し渡し，譲渡若しくは貸渡しのために展示し，輸出し，又は輸入する行為

六 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について不正開示行為であること又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず，かつ，知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し，又は開示する行為

七 第二条第一項第十号に掲げる不正競争 第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し，引き渡し，譲渡若しくは引渡しのために展示し，輸

出し，輸入し，又は電気通信回線を通じて提供する行為

八 第二条第一項第十一号及び第十二号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十一号及び第十二号に規定する装置若しくはこれらの号に規定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し，引き渡し，譲渡若しくは引渡しのために展示し，輸出し，若しくは輸入し，又は当該プログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

2 前項第二号又は第三号に掲げる行為によって営業上の利益を侵害され，又は侵害されるおそれがある者は，次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し，自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し，引き渡し，譲渡若しくは引渡しのために展示し，輸出し，輸入し，又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し，引き渡し，譲渡若しくは引渡しのために展示し，輸出し，輸入し，又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

1 適用除外規定（第 19 条第 1 項）

第 19 条第 1 項は，第 2 条第 1 項に規定される「不正競争」に形式上該当するものであっても，差止請求権，罰則等の規定が適用されない場合を規定したものである。

差止請求権，損害賠償，損害額の推定等，書類の提出，信用回復の措置，消滅時効，罰則の規定は，第 19 条第 1 項各号に掲げる「不正競争」の区分に応じ，当該各号に定める行為については，適用されないこととしている。

1 商品及び営業の普通名称・慣用表示（第19条第1項第1号）

(1) 趣 旨

本号は、混同惹起行為（第2条第1項第1号）、著名表示冒用行為（同項第2号）、誤認惹起行為（同項第14号）、代理人等の商標冒用行為（同項第16号）に対する適用除外を規定したものである。商品又は営業の普通名称や慣用表示は、特定人の独占に適さないことから、これを普通に用いる方法で使用する行為、これを普通に用いる方法で使用した商品の譲渡等をする行為、又はこれを普通に用いる方法で使用して役務を提供する行為を適用除外とするものである。

なお、平成5年改正前不正競争防止法（旧法）は営業の普通名称を明記していなかったが、判例は、営業の普通名称を適用除外の対象と解釈しているので、平成5年改正法において確認的に明記することとした²⁰⁵。

(2) ぶどうを原料又は材料とする物

原産地名もそれが普通名称化していれば本号の適用除外規定の対象となるが、本号は、ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であって普通名称となったものについては、例外的に適用除外規定の対象としないことを規定している。この規定は、マドリッド協定第4条に基づいて導入されたものである。

ここでいう、ぶどうを原料又は材料とする物には、例えば、シャンパン、コニャック等が含まれる。

(3) 普通名称・慣用されている商品等表示

「普通名称」とは、商品又は営業の一般的な名称として使用されているものである（普通名称の例：弁当、酒、醤油等）²⁰⁶。単に性状、品質、機能等を説明的に表現するものや、原産地を表示するものは普通名称に該当する。なお、普通名称の単なる組合せも、普通名称になる。もつとも、商品との関係で出所

²⁰⁵ 普通名称又は慣用表示を商品や役務を表示するものとして使用等しても、自他識別力及び出所識別力を有していないものとして商品等表示性が認められない場合もあり得る。

²⁰⁶ 黒酢事件（鹿児島地判昭61.10.14無体集18巻3号334頁）では、「黒酢」が普通名称と認められた。また、タヒボ茶事件（大阪高判平11.10.14最高裁HP）では、「タヒボ」という表示について南米産の樹木茶の原材料を指すものとして普通名称と認められた。

識別力を有する場合には普通名称とはならない²⁰⁷。

「慣用表示」とは、「商品の普通名称」にはなっていないが、取引者間において一般に慣習上自由に使用されている表示一般をいう（慣用表示の例:「幕の内」、床屋の渦巻看板等）。

(4) 普通に用いられる方法

「普通に用いられる方法」とは、普通名称又は慣用表示の使用の態様が、一般取引上普通に行われる程度のものであることをいう。

したがって、普通名称又は慣用表示であってもこれを極めて特殊な字体で表すとか特別の図案を施すとか、特定の商品を指示するに足るよう特に技巧を施して使用することは、「普通に用いられる方法」とはいえない²⁰⁸。

2 自己の氏名の不正の目的でない使用（第19条第1項第2号）

(1) 趣 旨

本号は、混同惹起行為（第2条第1項第1号）、著名表示冒用行為（同項第2号）、代理人等の商標冒用行為（同項第16号）に対する適用除外を規定したものであり、自己の氏名を使用する利益は本人自身が享受すべきであるから、不正の目的がなく使用する場合には適用除外とするものである。

(2) 自己の氏名

「自己の氏名」の意義に関して、判例には、法人名について適用除外を認め

²⁰⁷ すのこバスマット事件（大阪地判平 5.9.30 判例集未掲載）では「すのこバスマット」という表示が普通名称に該当するとした。

²⁰⁸ 本号に対応する旧法第2条第1項第1号の「普通ニ使用セラルル方法」について、つゆの素事件（名古屋地判昭 40.8.6 判時 423 号 45 頁）では、旧法第2条第1項第1号における『普通に使用される方法』とは、右普通名称使用の態様が、一般取引上普通に行われる程度のものであることをいうものと解すべきところ、その認定については、当該商品の具体的取引過程の実状に基づきこれを判断すべきものであって、当該取引において、一般に他の文字、図形、記号ないしは附飾を使用すべき合理的理由ないし必要あるときは、これらのものを組み合わせて使用することは許さるべきものと解する」と判示した。

Dフラクション事件（大阪地判平 12.12.14 最高裁 HP）では、マイタケから抽出される物質の普通名称である「D fraction」を、特殊なロゴのかたちで使用した場合には「普通に用いられる方法」ではないとした。

なかった事例があり²⁰⁹、他方、芸名・雅号等について、本号の適用を認めた事例がある²¹⁰。

(3) 不正の目的

「不正の目的」とは、具体的には不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう²¹¹。

なお、平成5年改正前不正競争防止法では「善意ニ」の用語が使われているが、法令用語上、「善意」の語については、ある事項についての知・不知に関して使われるので、平成5年改正において明確化の趣旨から書き換えられた。

3 周知性獲得以前からの先使用（第19条第1項第3号）

本号は、混同惹起行為（第2条第1項第1号）に対する適用除外を規定したものであり、他人の商品等表示が周知性を獲得する以前から不正の目的でなく使用している場合には、既得権の保護の見地から、先使用権を認め、適用除外とするものである。他人の商品等表示が周知性を獲得する「前から」使用しているといえるためには、原則として、商品等表示の周知性獲得以前から使用を継続しているものでなければならない。使用態様や、商品等表示を変更した場

²⁰⁹ 山葉楽器事件（静岡地浜松支判昭29.9.16下民集5巻9号1531頁）は、表示選択の自由度の大きい法人名については、その名称として自己の氏名を使用する必然性に乏しいとして、第19条第1項第2号に対応する平成5年改正前不正競争防止法第2条第1項第3号の適用除外（「自己ノ氏名ヲ善意ニ使用スル行為」）を認めなかった事例である。

²¹⁰ 花柳流舞踊事件（大阪地判昭56.3.30無体集13巻1号507頁）は、「花柳」姓の日本舞踊の家元から「花柳」姓を与えられた弟子に対して、「花柳流」がその使用の差止めを求めた事件で、当該弟子の芸名について「我が国独特の家元制度の実態からすると、各門弟の芸名は、たとえそれが右のような個人識別機能を併有しているとしても、それも所詮は宗家あつての芸名であることには相違ないと解される。すなわち、いずれにせよ門弟の芸名は宗家に完全に従属しているものと解すべきである。したがって、前記（ロ）の主張（筆者注：許諾を得ているのであるから適法であるという主張）も法律上有効な主張と考えられる」と判示の上、事実関係を総合して「不正競争の目的を認めることはできない。すなわち、（中略）は善意であったことが認められる」と結論づけた事例である。

なお、知財高判平25.2.28最高裁HPでは「控訴人は、それまでに存在し周知となっていた『花柳流』、『花柳』又は『花柳流花柳会』の名称を含む個人ないし法人と実質的同一性を有するものとは認められず、また、設立時において控訴人代表者は上記周知となっていた名称を当然知っていたものと認められるから、『花柳流』、『花柳』又は『花柳流花柳会』の名称を使用する控訴人の行為が、『自己の氏名』を『不正の目的』でなく使用するものとして不正競争防止法19条1項2号に該当するということとはできない」と判示された。

²¹¹ 「不正の目的」はなかったものと認められた事例として、わたなべ皮ふ科事件（大阪地判平21.7.23判時2073号117頁）がある。

合や、使用を中断した場合は、表示使用継続の同一性を失わない程度の変更であれば、使用の継続があると認められる²¹²。

4 著名性獲得以前からの先使用（第19条第1項第4号）

本号は、著名表示冒用行為（第2条第1項第2号）に対する適用除外を規定したものであり、他人の商品等表示が著名性を獲得する以前から不正の目的でなく使用している場合には、既得権の保護の見地から、先使用权を認め、適用除外の対象とするものである。

5 日本国内において最初に販売された日から起算して3年の経過（第19条第1項第5号イ）

(1) 趣旨

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為が「不正競争」と観念されるのは、先行者が資金・労力を投下して商品化した成果にフリーライドすることが競争上不正と観念されるからである²¹³。このような趣旨に鑑みれば、模倣を禁止するのは先行者の投資回収の期間に限定することが適切である²¹⁴。

諸外国の状況を見ると、例えば、ドイツでは、判例上、禁止の対象となる模倣の客体は投資回収相当期間を経っていないものに限定されており、また、スイ

²¹² フシマンバルブ事件（東京地判昭44.3.19判時559号60頁）では、原告がフシマン株式会社という商号を使用しており、被告が株式会社フシマンバルブ製作所という商号から株式会社フシマンバルブへと使用態様を変更した場合に、被告の周知性獲得以前からの使用を否定した。

²¹³ 本号の趣旨をこのように解した上で、本号に基づき差止めや損害賠償を請求し得る主体は、形態模倣の対象とされた商品を、「自ら開発・商品化して市場に置いた者に限られる」とした判例として、前掲脚注95 キャディバッグ事件（東京地判平11.1.28判時1677号127頁）、前掲脚注94 エルメス・バーキン事件（東京地判平13.8.31判時1760号138頁）がある。また、独占的販売権者も保護の主体となり得るとした判例として、前掲脚注95 ヌーブラ事件（大阪地判平16.9.13判時1899号142頁）がある。

²¹⁴ 日本国内において最初に販売された日から3年が経過した商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為については、第2条第1項第3号の対象とはならない。ただし、その場合であっても、商品の形態が、商品等表示として需要者の間に広く認識されるようになれば、第2条第1項第1号の対象となり、また、民法第709条における不法行為の要件を満たせば、損害賠償の対象となり得るの言うまでもない。この点、本号は、「3年を経過した後の模倣行為については、当該模倣行為が公正な競争秩序を破壊する著しく不公正な方法で行われ、その結果、先行者に営業上、信用上の損害を被らせた場合など、公正かつ自由な競争として許容される範囲を著しく逸脱する行為と認められる特段の事情がない限り、違法性を欠き不法行為に該当しないものと定めた趣旨である」と判示した家具調仏壇事件（大阪高判平15.7.29最高裁HP）がある。

スでも同様の解釈がされている。

(2) 3年としたことについて

先行者の投資回収期間を一律に決めることは困難であるが、差止めという効果が事業活動に重大な影響を与えることに鑑みれば、政策的見地から一定の確定期間を定めることが適切である。

国際的には、平成5（1993）年に欧州委員会において採択された「共同体意匠に関する EC 規則案」では、短ライフサイクルのデザイン保護を目的として、模倣禁止権を付与する非登録デザイン権の導入が提唱され、その権利期間はデザインの公表時から3年間とされた。また、韓国の「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」でも、「商品の試製品製作など商品の形態が備えられた日から3年間が経過した商品」については、商品形態の模倣に対する法規制の適用が排除された。

これらの国際的ハーモナイゼーションの観点²¹⁵を踏まえ、他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為を禁止する期間については、平成5年改正において形態模倣からの保護を導入した際に3年間という期間が適切であると考えられた。この点については、平成17年改正において、この規定を第2条第1項第3号から適用除外規定に移す際にも検討されたが、従前と同様に3年とい

²¹⁵ 共同体意匠に関する EC 規則案第9条においては、「第9条 第3条及び第4条の条件を満たす意匠は、それが、デザイナー若しくは正当なその継承者によって、又はデザイナーが行った行為の結果として若しくはデザイナーによってもたらされた情報に基づいて第三者によって共同体の公衆に公表された日から3年間、手続の履行なしに、非登録共同体意匠として保護される。」（仮訳）とされていた。

なお、同規則案は、2001年12月に欧州閣僚理事会において規則として採択された（無登録共同体意匠の保護期間（3年）については、欧州共同体意匠理事会規則第11条（1）に規定されている。https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf）。

韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条においては、以下のとおり、規定されている（仮訳）。

「第2条（定義） この法で使われる用語の定義は、次の通りである。

1. “不正競争行為”とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

リ. 他人が製作した商品の形態（形状・模様・色彩・光沢またはこれらを結合したことをいい、試製品または商品紹介書上の形態を含む。以下同じ）を模倣した商品を譲渡・貸与またはこのための展示をしたり輸入・輸出する行為。但し、次のいずれか一つに該当する行為を除外する。

(1)商品の試製品製作など商品の形態が備えられた日から3年が経過した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与またはこのための展示をしたり輸入・輸出する行為」

う期間が適切とされた。

(3) 保護期間の終期の起算点

投資回収の期間を確保するという趣旨に鑑みれば、市場での投資回収活動が外見的に明らかになる時点を捉えて、商品の形態の模倣を禁止する期間の起算点とすることが適切である。そこで、保護期間の終期の起算点は²¹⁶、商品が日本国内で販売開始された日とした（平成17年改正）。

「日本国内において最初に販売された」とは、日本国内で売買契約が締結されることを意味するものではなく、日本国内の需要者に向けて販売が行われることを意味する^{217,218}。

「販売」とは、業とする目的をもって、対価を得て物を第三者に提供する行為をいう。業としての売却である以上、ただ1回の売却でも販売といえる²¹⁹。

「最初に販売された日」とは、市場での投下資金、労力の回収活動が外見的に明らかになった時点をいい、原則として商品の有償譲渡を開始した日をいう。もともと、必ずしも一般の取引市場を通じての販売に限るものではなく、本格的出荷の前のサンプル出荷なども含むとされている²²⁰。また、「最初に販売された日」の対象となる「他人の商品」とは、保護を求める商品形態を具備した最初の商品を意味するのであって、このような商品形態を具備しつつ、若干の

²¹⁶ 保護期間の開始時期を定めるものではない。したがって、個別の事案によっては販売前であっても保護される場合がある。

²¹⁷ インターネットを通じた通信販売やカタログ販売の場合には、仕向地が日本国内であることや広告が日本語でされていること等を勘案して実質的に、国内市場に向けた販売といえるか否かを判断することになる。

²¹⁸ 保護期間の終期の起算点を、日本国内での販売開始としたのは、販売開始時期の調査が国内のみで済み、保護の終期が客観的に把握しやすくなることのみならず、国内企業・国外企業を問わず、日本国内の需要者において公平に扱われるようにするためである。

²¹⁹ 形態模倣が争われた事案ではなく、周知表示の混同惹起行為について争われた事案ではあるが、パイロメーター事件（大阪高判昭37.10.31下民集13巻10号2188頁）では、1個の商品の1回の売却でも販売に当たるとしている。

²²⁰ ハートカップS事件（仮処分：神戸地決平6.12.8知裁集26巻3号1323頁、本案：名古屋地判平9.6.20判例集未掲載）では卸問屋へのお荷などを販売に該当するとした。本案事件では、「販売」とは、市場での投下資金、労力の回収活動が外見的に明らかになった時点、すなわち、商品をはじめ市場に出荷した時点と解すべきとし、金型を発注した時点や現物がない段階で契約を締結したというだけでは未だ「最初に販売した」とはいえないが、サンプル出荷の時点では「最初に販売した」といえるとした。

変更を加えた後続商品を意味するものではないとされている²²¹。

6 模倣商品の善意取得者保護（第19条第1項第5号ロ）

本号は、商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為（第2条第1項第3号）に対する適用除外を規定したものであり、模倣商品を譲り受けた者が、その譲り受けの際、その商品が模倣商品であることについて善意・無重過失であった場合には、取引の安全の保護の見地から、適用除外とするものである。

重過失は、商品の譲り受け時に、取引上当然払うべき通常の注意義務を尽くした場合に模倣の事実を容易に知りえたか否かを判断する。重過失の判断の基礎となる事情には商品の周知性、商品形態の特殊性、輸入者の業態等がある²²²。

7 営業秘密の善意取得者保護（第19条第1項第6号）

本号は、次項8の営業秘密侵害品の譲渡等を除く営業秘密に係る「不正競争」（第2条第1項第4号～第9号）に対する適用除外を規定したものである。

本法では第三者が営業秘密を取得した際には不正取得・開示行為の事実について善意・無重過失でも、事後的に悪意になった場合には、このような第三者（事後的悪意者）の使用行為又は開示行為も不正行為として位置づけている。このような事後的悪意者の行為を「不正競争」として差止請求等の対象とすることは、営業秘密の保有者の保護に資するものの、他方で、対価を払ってノウハウを取得した第三者に不測の損害を与え、取引の安全を害することとなる。

²²¹ 空調ユニットシステム事件（東京高判平12.2.17判時1718号120頁）、ミニバスケット事件（大阪地判平23.7.14判時2148号124頁）。

²²² 善意取得が否定された事例としては、「被告が時計の輸入販売を業とする有限会社であること、原告らが時計の分野において我が国の代表的な製造販売会社であり、原告ら商品については、原告らが配布する商品カタログに掲載されていたほか、広く宣伝広告活動がされ、少なからぬ数量の商品が販売されたこと（略）、原告ら商品が従来の商品に見られない形態上の特徴を有するところ、被告商品がいずれも対応する原告ら商品の特徴を有し、その形態が極めて類似していること、被告商品については、その輸入に関する送り状は提出されているものの、輸入取引の際の状況を具体的に明らかにする証拠が何ら提出されていないこと、などの事情に照らすと、被告において、被告商品を輸入した時に被告商品が原告ら商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がなかったということは、到底できない」と判示した、前掲脚注23腕時計事件（東京地判平11.6.29判時1692号129頁）がある。また、ヌーブラ事件（大阪地判平18.1.23最高裁HP）においても、輸入時の善意無重過失が否定された（なお、別のヌーブラ事件（前掲脚注13及び23大阪地判平17.9.8、大阪高判平18.4.19いずれも最高裁HP）においては、商品の形態が実質的に同一であるとまではいえないとされた）。

したがって、本号は、営業秘密を善意・無重過失で取得した場合には、当該営業秘密に関して契約等に基づき取得した権原の範囲内で、当該営業秘密を使用又は開示できることとするものである。

8 営業秘密侵害品の譲渡等（第 19 条第 1 項第 7 号）

本号は、営業秘密侵害品に係る「不正競争」（第 2 条第 1 項第 10 号）に対する適用除外を規定したものである。

営業秘密に係る不正行為に対する差止請求権の期間制限に関する第 15 条は、継続的な不正使用行為に対する差止請求権について、侵害の「事実及びその行為を行う者を知った時」から 3 年間の消滅時効と、侵害行為の開始から 20 年の除斥期間を定めている。

この第 15 条に定める期間が経過した後は、使用行為そのものが差止請求の対象とならないのに対して、当該期間経過後の当該使用行為によって生産された営業秘密侵害品の譲渡等のみを規制することは均衡を失うと考えられる。

したがって、本号は、不正使用行為の消滅時効又は除斥期間が経過した後に当該使用行為に基づいて生じた営業秘密侵害品の譲渡等の行為を適用除外とするものである。

9 試験又は研究のために用いられる装置等の譲渡等（第 19 条第 1 項第 8 号）

本号は、技術的制限手段に対する不正行為（第 2 条第 1 項第 11 号, 第 12 号）に対する適用除外を規定したものである。

音楽、映像等のコンテンツを制作者から収集し提供する事業者にとって、技術的制限手段は競争の基礎となる「信用」を担うものであり、技術的制限手段が確実であるか否かはより重要な要素となる。このため、提供業者は、より優秀な技術的制限手段を生み出すべく、自らの使用している手段（想定される無効化に係る技術）が確実に管理できるか否かを自らまたは第三者において調査し、その確実性をさらに高めることとしている。また、現に用いられている他人の技術的制限手段についても、その手段がどの程度優れているか等を研究しつつ、自らの技術的制限手段のレベルを把握するために、研究を行っている。

そして、コンテンツ提供事業者は、機器メーカーやソフトウェアハウスとは異なり、規制対象となる無効化機能を有する装置又はプログラムを独自に作成する能力がないことが想定されるため、これらの装置又はプログラムの供給を受けなければ、どの技術的制限手段を用いるかの試験を行うことができなくなってしまう。

したがって、本号は、技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる装置等の譲渡等の行為を、適用除外とするものである。

なお、産業全体の競争の促進のために、法律により保護されている権利（又は利益）を制限するとの考え方に立っている規定としては、特許法第 69 条第 1 項²²³などがある。

2 混同防止表示付加請求（第 19 条第 2 項）

1 趣 旨

本項は、適用除外規定により、自己の氏名を不正の目的でなく使用等する者、または他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用等する者の表示の使用継続を受忍しなければならない者の不利益に鑑み、両者間の利益の再調整を図るため、その使用者に対して混同を防ぐために適当な表示を付すことの請求を認めるものである。

2 第 19 条第 2 項第 1 号

第 19 条第 2 項第 1 号は、「自己の氏名を使用する者」に対して同項に基づく請求を行うことができることを規定しているが、括弧書内の規定は、自己の氏名を使用した商品を、自ら譲渡、引渡し等した場合を含むとしている。当該規定の趣旨は、平成 5 年改正前の第 2 条第 2 項ただし書の規定（「単ニ商品ヲ販売、拡布又ハ輸出スル者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ」）と同じである。つまり、商品を製造していない単なる流通業者等に対しては当該請求は認められないという趣旨である。

²²³ 特許法第 69 条第 1 項は、「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。」と規定する。

3 第19条第2項第2号

第19条第2項第2号は、「他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者」に対し、同項に基づく請求を行うことができることを規定しているが、同号括弧書の趣旨については、同項第1号括弧書の規定と同様である（上記**2**参照）。

第2節 政令等への委任

(第19条の2関係)

(政令等への委任)

第十九条の二 この法律に定めるもののほか，没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で，滞納処分に関するものは，政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか，第三十二条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続，第八章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに第九章に規定する国際共助手続について必要な事項（前項に規定する事項を除く。）は，最高裁判所規則で定める。

本条は，平成27年改正により，営業秘密侵害罪に当たる行為によって得た財産等の任意的没収・追徴に係る規定（第21条第10項～第12項），没収に関する手続等の特例に関する規定（第7章），没収・追徴保全等の手続に関する規定（第8章）及び没収・追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等に関する規定（第9章）が設けられたことに伴い，それらの規定に関する政令等への委任について定めたものである。

本条第1項は，本法の規定に基づく没収保全命令により処分が禁止された財産について，国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく滞納処分による差押えがあった場合の手続の調整に関して，政令で定めることとしたものである。本項に関連する政令としては，没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令（平成11年政令第402号）²²⁴がある（同政令は，組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）に基づくものであるが，不正競争防止法第35条第4項により，不正競争防止法に基づく没収保全手続にも適用されることとなる）。

本条第2項は，没収の裁判に関する手続等の詳細について，最高裁判所規則

²²⁴ http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%A0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H11SE402&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

で定めることとしたものである。本項に基づく最高裁判所規則としては、不正競争防止法による保全手続等に関する規則(平成27年最高裁判所規則第10号)²²⁵がある。

第3節 経過措置 (第20条関係)

(経過措置)

第二十条 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

本条は、本法の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定又は改廃する場合において、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、その政令又は省令において所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができることを規定したものである。

本法第5条の2は、同条の適用対象となる技術上の秘密(生産方法を除く)及び同条の要件となる「技術上の秘密を使用したことが明らかな行為」を政令で定める旨規定している。第16条及び第17条は、同条に基づき保護が図られる外国の国旗、国際機関の標章等を経済産業省令で定める旨規定している。本法第18条第2項第3号は、同号に規定している外国公務員等に準ずる者を政令で定める旨規定している。また、第19条の2は、国税徴収法に基づく滞納処分による差押えがあった場合の手続の調整に関して、政令で定める旨規定している。

そこで、本法第5条の2、第16条乃至第18条及び第19条の2の規定に基づき制定された政令又は省令においては、本条により、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される場合に所要の経過措置を定めることが可能となる。

²²⁵ http://www.courts.go.jp/vcms_lf/huseikyousouboushikisoku-20160101.pdf